

東久留米市情報公開審査会 (令和4年度第1回) 議事録

- 1 開催日時 令和4年7月19日(火) 午後7時～午後7時10分
- 2 場 所 東久留米市役所 4階 庁議室
- 3 出席者 東久留米市情報公開審査会
会長 藤原 晃
委員 中 由規子
委員 佐藤 佳弘
委員 林 克己
委員 大野 彰
事務局
総務部長 下川 尚孝
企画経営室行政経営課長 森田 吉輝
総務部総務課長 関 知紀
総務部総務課法務・文書担当課長補佐(兼)主査 伊平 篤志
総務部総務課法務・文書担当 村野 晋太郎
- 4 議 題 (1) 会長の選任について
(2) 会長職務代理の指名
- 5 その他
- 6 配付資料 なし
- 7 傍聴者 なし

【議題（１） 会長の選任について】（会長選任まで総務部長が進行。）

【総務部長】

こんにちは。定刻より若干早い状況でございますが、会議を始めさせていただきます。

私、本年４月に総務部長を拝命いたしました、（ ）と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

改めまして、本日につきましては、大変お忙しいところ、東久留米市情報公開審査会にご出席いただきまして、ありがとうございます。また、皆様におかれましては、本審査会の委員就任に当たりまして、快くご承諾いただきまして、感謝申し上げます。

本日会長が決定するまでの間になりますが、私の方で進行役をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、これから着座にて進めさせていただきます。

初めに、本会議につきましては、会議録作成のため、会議の内容を録音させていただきましたと存じます。こちらの録音データにつきましては、会議録が整い次第、削除させていただきますので、ご了承いただきたく存じます。

次に出欠席者のご報告でございます。本日は全員出席でございまして、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

それではここで、市長より、ご挨拶を頂戴したいと存じます。よろしくお願いいたします。

【市長】

改めまして、皆様こんにちは。

東久留米市長の富田と申します。昨年末に就任をさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします申し上げます。

本日は大変お忙しい中、情報公開審査会、またこの後に開会が予定されております、個人情報保護審査会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。先ほど総務部長よりありましたけれども、大変な重責、快くお引き受けをいただきましたことを重ねて感謝申し上げます。誠にありがとうございます。

情報公開、個人情報保護制度につきましては、ご案内のとおりでありますけれども、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が昨年公布されまして、これまで自治体ごとに運用されてきた個人情報保護条例が、全国的な共通ルールとなる個人情報の保護に関する法律の運用に移行されることとなりました。DX等、東久留米市でも進めたいと考えておりますけれども、その推進に当たりまして、この基礎、基盤となるのが個人情報保護制度の確実な運用ということになると思っております。来年度に向けまして、この制度運用、東久留米市におきましても、個人情報保護条例等関係条例の整備をしていかなければなりません。つきましては、委員各位の皆様方にご協力をいただき、改正個人情報保護法により、条例に委任されている事項についてのご審議をいただきたいと思います。

委員の皆様方におかれましては、今後ともご指導ご鞭撻のほどお願いを申し上げまして、簡単でありますけれども、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【総務部長】

ありがとうございました。

続きまして、今回初めてでございますので、恐れ入りますが、委員の方々に自己紹介を簡単にお願ひしたいと思います。

まず、席の順番ということで、()委員から時計回りで、よろしくお願いいたします。

【委員】

東京都庁の総務局総合防災部防災管理課長の()でございます。

この個人情報ですとか情報公開、こちらに精通しているわけではないのですが、()前総務部長から依頼されまして、東久留米市さんのためになればと思ってお引き受けしました。皆様と違って専門的な知識はありませんが、現場の感覚を生かしてご協力できればと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

【総務部長】

それでは()委員、よろしくお願いいたします。

【委員】

吉祥寺で弁護士をしております、()と申します。

情報公開、個人情報は以前から他の市でもやっておりましたが、色々と状況が変わって、普段不勉強なものですから、動きについていくのもなかなか大変だと思っておりますが、この機会に勉強させていただいて、東久留米市のお役に立ちたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

【総務部長】

それでは()委員、よろしくお願いいたします。

【委員】

()と申します。よろしくお願い致します。

個人情報保護審査会と情報公開審査会の関係は、もう結構長く担当させていただいておりますが、日頃の不勉強のせいか、教わることの方が多く何かと気にかかるころですが、ちょうど弁護士登録50年で会費も免除になりまして、時間はありますので、少しでも市のお役に立てればというふうに考えております。弁護士でございます、住まいと事務所が一

緒でして、（ ）のすぐ脇の（ ）でございます。よろしくお願いいたします。

【総務部長】

それでは（ ）委員よろしくお願いいたします。

【委員】

（ ）と申します。

私は個人情報の方の委員を長年やっております、情報公開の方は初めてなのですが、前の長年やっておりました職務というのは、総務省の外郭団体で、J-LISといたしまして、地方公共団体の情報処理システム機構というので、住基ネットとかマイナンバーカードを始めに、色々な事業をやっております。そこに勤めておまして、たまたま東久留米市に住んでから約40年経ちまして、何かお役に立てればということで、お引き受けしております。よろしくお願いいたします。

【総務部長】

ありがとうございました。

（ ）委員お願いします。

【委員】

（ ）です。よろしくお願いいたします。

武蔵野大学で長く勤めておまして、退職して今名誉教授の評価をいただいております。武蔵野大学の勤務中から、すぐ近くの田無駅まで来ております。こちらにも親近感を感じています。東久留米駅前にはよくお世話になっておまして、今日も駅前にあるスーパーホテルに宿泊します。所沢の方で仕事があるときには、そこで一泊して帰ったりしております。いつもお世話になっております。これからは尽力できればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【総務部長】

それではここで、事務局の方の紹介をさせていただきたいと思っております。

【事務局】

総務課長を務めております、（ ）と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

行政経営課長の（ ）と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

総務課の主査をやっております、（ ）と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局】

総務課の（ ）と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局】

それから本日もう1名ですね、柳泉園組合というものがございまして、そちらの方も、この個人情報保護法令が関係してまいりますので、情報収集ということで座らせていただいております。（ ）と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【（ ）】

（ ）と申します。よろしくお願いいたします。

【総務部長】

それでは続きまして、お手元にご配付申し上げておりますが、次第がございまして、そちらに沿いまして、順次、進めさせていただきます。次第の4に入らせていただきます。

次第の4（1）会長の選任でございまして、会長の選任につきましては、東久留米市情報公開審査会規則第2条の規定によりまして、審査会に会長を置く、会長は委員の互選により選任する、とされております。

これをお諮りいたします。互選の方法につきましては、委員の指名推選により行いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【総務部長】

ありがとうございます。異議なしということでございまして、委員の指名推選とさせていただきます。

それでは、会長の選出に当たりまして、どなたか推薦をいただきたいと存じますが、よろしくお願いいたします。

【委員】

（ ）委員におかれましては、これまでも審査会の会長として、ご活躍いただいております。引き続き今期につきましても、優れた見識をお持ちの（ ）委員を、審査会の会長として推薦いたします。いかがですか。

(「異議なし」の声あり)

【総務部長】

ありがとうございます。

ただいま、() 委員を会長に推薦したいと発言がございましたが、改めましてご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【総務部長】

ありがとうございます。

それでは、異議なしということでございますので、() 委員が会長に選出されました。よろしく願いいたします。

それではここで、会長に選出されました() 委員より、ご挨拶を頂戴したいと存じます。よろしく願いいたします。着座のままで大丈夫でございます。

【会長】

先ほどは身に余るご推薦をいただき、ありがとうございます。

会長ということお引き受けするわけですが、委員の皆様のご協力がなくしては務まりませんので、どうぞ今後とも、よろしくご指導をお願いします。ありがとうございます。

【総務部長】

ありがとうございます。

それでは、これから会議の進行につきましては、() 会長をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

【議題(2) 会長職務代理の指名】

【会長】

はい。それでは早速ではございますけれども、議題4の(2)、職務代理の指名でございます。

東久留米市情報公開審査会規則第2条第4項におきまして、会長が職務代理をあらかじめ指名する旨、定められておりますので、私の方で職務代理を指名させていただきます。

職務代理には() 委員を指名させていただければと思います。よろしく願いします。

それでは() 職務代理よりご挨拶をお願いいたします。

【委員】

引き続きまして職務代理という重責でございますが、会長を支え務めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

【会長】

ありがとうございました。今回は審査請求に関わる諮問など、審査を要する案件はないとのことでございますので、次に進めさせていただきます。

次第5、その他でございますが、事務局から何かございましょうか。

【次第5 その他】

【事務局】

本日は情報公開審査会の開催に当たり、お時間をいただきまして誠にありがとうございました。

情報公開につきましては、東久留米市の諸活動を市民に説明する責務を全うし、もって市民の市政への参加を促進し、一層公正で民主的な市政の実現を図ることを目的としているところでございます。非常に重要な意味を持つ情報公開が、適切に行われているかということについてご審議をいただくこととなります。

次回以降の日程等につきましては、また審査をいただく必要が生じた際にご連絡をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。またその際には、皆様に東久留米市政発展のため忌憚のないご意見を賜りますよう、改めてお願申し上げます。

以上でございます。

【会長】

その他特にございませんでしょうか。

それでは以上をもちまして、令和4年度第1回東久留米市情報公開審査会を閉会させていただきます。

ありがとうございました。

閉会時刻 午後7時10分